○国土交通省告示第百七十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

平成二十九年三月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

柳町沢

二　砂防法第二条の土地の表示

平成十三年国土交通省告示第二百二十四号で指定した同号十九に掲げる土地の区域

○国土交通省告示第百七十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地を解除する。

平成二十九年三月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

神谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

昭和五十六年建設省告示第千六十一号で指定した同号十五に掲げる土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福井県三方上中郡若狭町神谷

四七号長尾　八番　一号から三号まで

七番　四号及び五号

二九号小滝　二〇番二　十号

四六号矢名谷　三番一　九号

三番二　六号から八号まで

○国土交通省告示第百七十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

黒谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線（標柱六号と七号については、平成二十五年国土交通省告示第六百九十一号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線）及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十七年建設省告示第千百号で指定した土地の区域を除く。）

福島県南会津郡只見町大字黒谷

字倉谷　一〇七番　一号

五番　二号

二九三〇番一　三号から五号まで

二九三〇番三　六号

字西山　二九六三番一二七　七号から十一号まで

○国土交通省告示第百七十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

城後谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

福井県大野市佐開

三七字城後　三二番二

四六番から五一番まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

福井県大野市佐開

三七字城後　四五番　一号から三号まで

三〇番　十六号から二十号まで

三二番一　四号から十五号まで及び二十一号から三十三号まで

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

清水川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（昭和四十七年建設省告示第二千百八十八号で指定した同号二十三に掲げる土地の区域を除く。）

福井県三方上中郡若狭町三方

一二九号平山　四番一及び四番二

一三一号猫川口　三番一及び三番二

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

神谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

福井県三方上中郡若狭町神谷

四六号矢名谷　四番から一三番まで

四七号長尾　一番から七番まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域及び昭和五十六年建設省告示第千六十一号で指定した同号十五に掲げる土地の区域を除く。）

福井県三方上中郡若狭町神谷

四七号長尾　八番　一号

七番　二号

二〇番二　二十五号

四番　十九号

五番　十二号及び十八号

三一号谷田　三番一　十七号

三二号土井　三七番　十五号及び十六号

四四号西山　三番　十四号

七番　十三号

四五号宮ノ奥　一番　十一号

二番　九号及び十号

五番　七号、八号及び二十号

七番一　六号及び二十一号

八番一　二十二号

四六号矢名谷　三番一　四号、五号、二十三号及び二十四号

四番　三号

二九号小滝　二〇番二　二十五号

三十号宮ノ谷　四番　十九号

五番　十二号及び十八号

三一号谷田　三番一　十七号

三二号土井　三七番　十五号及び十六号

四四号西山　三番　十四号

七番　十三号

四五号宮ノ奥　一番　十一号

二番　九号及び十号

五番　七号、八号及び二十号

七番一　六号及び二十一号

八番一　二十二号

四六号矢名谷　三番一　四号、五号、二十三号及び二十四号

四番　三号

○国土交通省告示第百七十八号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十一条の七第二項において準用する同法第五十一条の四第一項の規定により、次の測量に関する専門の養成施設の登録の更新をしたので、同法第五十一条の十九第一号の規定により、公示する。

平成二十九年三月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　登録養成施設の別　測量士補養成施設

二　登録年月日　平成二十九年三月九日

三　登録番号　補・第21―㈢号

四　登録養成施設設置者の名称　学校法人電波学園

五　登録養成施設設置者の住所　愛知県名古屋市熱田区神宮四丁目七番二一号

六　法人である場合の代表者の氏名　小川　明治

七　登録養成施設の名称　東海工業専門学校金山校

八　登録養成施設の所在地　愛知県名古屋市中区金山二丁目七番一九号

九　登録養成施設の長の氏名　鈴木　茂樹

十　学科又は学科に相当するものの名称　測量設計科、測量科

十一　養成業務開始年月日　平成十九年四月一日

○気象庁告示第一号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第三十二条第一項の規定に基づき、次のとおり気象測器の型式について型式証明をしたので、気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）第二十三条第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月十四日

気象庁長官　橋田　俊彦

型式証明番号	気象測器の種類及び型式	型式証明を受けた者の住所	型式証明を受けた者の氏名又は名称	型式証明をした日
第17501号	電気式湿度計の感部（デジタル型のもの）SHC2A―S3	兵庫県神戸市中央区京町77番地の1	神栄テクノロジー株式会社	平成29年2月28日